

平成24年度第1回東久留米市社会福祉審議会議事録

1 日 時

平成24年7月3日（火）午後7時00分～午後8時33分

2 場 所

市役所4階 庁議室

3 出 席 者

〔審議会委員〕

川村委員、加藤委員、早川委員、石橋委員、福地委員、磯部委員、石浦委員
岩田委員、松永委員

〔事務局〕

鹿島福祉保健部長、西川子ども家庭部長、保木本保育課長
宮崎福祉総務課長、相川子育て支援課長

事務局： 皆さん、こんばんは。本日は、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。ごぞいます。

それでは、まだ委員が1名ほど遅れていると思いますが、定刻になりましたので、ただいまより第1回東久留米市社会福祉審議会を開催いたします。

私は、本日の進行役を務めます福祉総務課の宮崎でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日の会議の開催につきましては、東久留米市社会福祉審議会条例第6条の規定により、審議会委員の半数以上が出席となっておりますので、会議を開くこととなりました。なお、本日は欠席者1名と聞いております。委員の1人が遅れていると思いますので、その辺よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付させていただきました次第に沿って進めさせていただきます。

まず初めに、馬場市長より委員の皆様にごあいさつをよろしくお願いいたします。

市 長： 改めまして、皆様、こんばんは。ただいま紹介がございました、市長の馬場でございます。本日は、各委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、

平成24年度東久留米市社会福祉審議会を開催し、皆様においでいただきましてまことにありがとうございます。

今回、この社会福祉審議会におきましては、学識経験の委員の方、そして各専門機関の皆様、また公募市民の皆様11名の方々に、今後2年間という任期の中で委員をお願いいたします。委員の皆様におかれましては、大変長期間にわたりますが、慎重審議のほう、ぜひよろしくお願ひしたいと考えてございます。

さて、もう皆様ご案内のとおり、東日本大震災、また、ここ数年来の経済不況といったものも続いている中で、雇用状況が不安定になり、結果として子育て世帯、特に女性の社会進出といったものもありまして、就労面で影響が出て、結果としてお子様を保育所に預ける方が非常に多くございます。

現在、国のほうでも、子どもの健やかな育ち、また、子どもたちの健全な育成、そして、何よりも将来を担う子どもたちの人づくりの基礎である子ども・子育てを支援するという考えのもとに、子ども・子育て新システムといった制度が社会保障・税一体改革といった中で議論され、衆議院を今、通過しているという状況でございます。

基本的な考え方としては、子育て家庭を社会全体で支えていこうという趣旨にのっとり、今、国のほうでは審議されていると認識しております。そのような中にありまして、市でもこうした国の動向を注視しながら、さまざまな保育サービス、そして学童保育所での事業といったものを推進していくに当たりまして、何と申しましても一般財源、限りある財源ではありますが、こういったものを投資するなど、できる範囲での取り組みをいたしてきておりますが、現下の大変厳しい経済状況、社会状況の中でありまして、今以上の一般財源の投入が難しくなっている、困難な状況になっているというのが偽らざる実情でございます。

こういった状況にありまして、後ほど諮問させていただきますが、今申し上げたこれらのことを踏まえまして、社会福祉審議会の中で、ぜひとも子育て家庭を社会全体で支える、また、東久留米の財政状況もかんがみていただきながら、ご審議、ご議論をしていただきたいと考えてございます。

大変略儀ではございますが、ぜひ委員の皆様におかれましては、今後とも

市政に対しましてのご理解、ご協力を賜ることを重ねてお願い申し上げまして、冒頭のあいさつとさせていただきます。今後どうぞよろしくお願いいたします。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、次第3、委嘱書の交付でございます。市長より委員の皆さんに委嘱書の交付をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

市長： 【委嘱書の交付】

事務局： ありがとうございます。

続きまして、次第4、委員の紹介でございます。本日出席いただいた委員の皆様簡単な自己紹介をお願いいたします。

【委員自己紹介】

事務局： どうもありがとうございます。

あわせて、事務局のほうの紹介もさせていただきます。

【事務局自己紹介】

事務局： それでは、次第5、会長・副会長の互選に移ります。東久留米市社会福祉審議会条例第5条をごらんください。「審議会に会長及び副会長を置く」ということになっており、同条第2項では「会長及び副会長は、委員が互選する」となっておりますので、立候補及び推薦をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員： よろしいですか。川村匡由委員を会長に、磯部光孝委員を副会長に推薦いたします。

事務局： 今、〇〇委員から、会長に川村委員、副会長に磯部委員の推薦のご発言をいただきましたので、このように決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局： それでは、会長に川村委員、副会長に磯部光孝委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

ここで席がえをしたいと思います。

事務局： それでは、会長にご就任いただくことになりました川村委員と、副会長にご就任いただくことになりました磯部委員から、一言ずつのごあいさつをよろしくお願いいたします。

会 長： 　ただいま、会長に互選された川村です。何人かの委員の方々の自己紹介がありまして、事務局の方もご紹介があったんですけども、かなり顔なじみの方ばかりで、議事進行もスムーズにいくのではないかなと思います。よろしくをお願いします。

委 員： 　私も何回か審議会をやらせていただいているんですけども、川村先生のお手伝いをしながら、いろいろな議論ができるような審議会にしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局： 　どうもありがとうございます。

　それでは、次第6、諮問書の交付に移らせていただきます。

　では、市長より本審議会にお願いいたします審議事項を諮問書にて交付させていただきます。

市 長： 　**【市長より会長へ諮問書の交付】**

事務局： 　ありがとうございました。

　諮問書の写しは、今、事務局から各委員さんに配らせていただきます。

　それでは、ここから議事進行を川村会長に引き継ぎをさせていただきたいと存じます。会長、よろしくお願ひいたします。

　なお、市長はここで退席させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

市 長： 　では、よろしくお願ひいたします。

【市長退席】

会 長： 　それでは、これ以降、私が議事進行ということで、審議会を進めさせていただきますと思います。今日は第1回目ということです。

　まず、配付された資料の確認を、事務局でお願いします。

事務局： 　**【資料の確認】**

会 長： 　ありがとうございました。

　ただいまご説明ありました配付資料の漏れなどがありましたら、事務局にお申し出ください。よろしいでしょうか。

　それでは、続きまして、次第8、審議会の運営方法について、事務局からご説明をお願いします。

事務局： 　それでは、簡単に説明させていただきます。運営方法についてでございます。

この審議会は、資料1の東久留米市社会福祉審議会条例第2条にありますように、「市長の諮問に応じ、社会福祉に関する重要事項について調査審議し、市長に報告する」となっております。

また、審議内容の審査についての傍聴のありなしについてですが、一番最後の資料12の会議の公開に関する指針の第4にありますように、会議の公開等の決定は、「審議会等の長が会議に諮って行うもの」となっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、会議録については、事務局といたしましては、全文筆記と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

会 長： ありがとうございます。

まずは、審議に入りますけれども、その前に会議の公開で傍聴を許可したいということですが、これについていかがでしょうか。よろしいですか。

それから、会議録の作成は、会議の公開に関する指針の第8にありますけれども、全文をご紹介したいという事務局のお話がありましたが、この点について、各委員の名前等はどういうふうに扱われるのでしょうか。A、B、Cでされるのか、実名で……、そこを確認しておいたほうがよろしいかと思えます。

事務局： 委員の名前を伏せて公開します。

会 長： ありがとうございます。

そのように、委員の名前を伏せて発言内容は全部ご紹介ということですが、よろしいですか

(「異議なし」の声あり)

会 長： ありがとうございます。

それでは、今、お話がありました審議会の運営方法についてのご質問、ご意見等あれば伺いたしたいと思います。いかがでしょうか。

先ほど市長から諮問書をいただきましたので、それに答えるべく、2年任期の中で答申を出すというのが我々の役割であるということですが、よろしいでしょうか。

特にご意見はないということで、それでは、今日の傍聴のご希望があれば、

早速入室を許可したいと思いますですが、お見えでしょうか。

事務局： お二人いらっしゃいます。会議の傍聴の許可はよろしいでしょうか。

会 長： はい。

【傍聴者入室】

会 長： それでは、審議会を続けさせていただきます。

続きまして、次第9、諮問内容についてご説明をお願いします。また、資料について補足等あれば、ご説明もあわせてをお願いします。

事務局： 配付資料についてご説明申し上げます。

まず、資料3をごらんください。資料3は、今年6月1日現在の待機児数、すなわち、保育所に入所申し込みをされた方が入所できず、待機している方の人数でございます。駅に近い保育所を希望される方が多く、公立ではしんかわ、ちゅうおう、私立では久留米みのり、Nicot東久留米が駅に近く、待機児が多い状況となっております。

表をごらんいただくとおわかりになるとおり、待機児の9割弱が0、1、2歳の3歳未満児という状況となっております。

続きまして、資料4-1、4-2をごらんください。資料4-1は待機児数の推移となっており、21年度からは毎年100人前後の待機児が年度当初に生じている現状です。市では、今年度、認可保育所の増築や認定こども園の認可保育所新設等で117名の定員増を図りましたが、前年比で3人しか待機児を減らすことができませんでした。

1歳以上の待機児数は、年間を通じてほぼ横ばいですが、0歳だけは年度当初が6人であるのに対し、年度末には105人と約20倍になっており、この傾向は資料4-2のとおり、過去7年間変わっておりません。

資料5、6及び11をごらんいただきたいと思います。保育料の徴収につきましては、児童福祉法第56条第3項に、市町村長は保育所に預けている保護者から当該保育料を徴収した場合における家計に与える影響を考慮して、保育の実施に係る児童の年齢などに応じて定める額を徴収することができるとなっております。市町村長に保育料の実際の設定権限がございます。そして、市町村長は、国基準徴収額表をもとに、市町村ごとに保育料を決めております。

そのもとになる国基準徴収額表は何かと申しますと、保育所を運営する費用、すなわち保育所運営費負担金は、市町村が児童福祉法に基づいて、保育に欠ける児童を保育所に入所させた場合に、保育の実施に要する費用として市町村が支弁した、つまり、市町村が要した経費に対して国と都道府県が一部を負担することとなっております。

その負担割合は、国基準の運営費から、保護者から徴収した保育料を差し引いた残額について、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1の割合で負担すると児童福祉法第53条及び第55条により決められております。資料11のC、国・都道府県負担分と、その右のD、市町村負担分がこれに当たります。

つまり、国や都道府県、市町村の負担を決めるために、まず保護者からいただく保育料を基準として決めて、国基準の運営費から保育料を差し引いたものを2分の1とか4分の1にして負担するということでございます。そのための設定基準としての額が国基準徴収額表ということになります。

ですから、国基準徴収額表は、国と地方の精算する際の基準として用いるもので、ある意味で理論値ということになっております。理論値より低い額の保育料を徴収することによって運営している場合には、その分だけ地方自治体のほうの負担、資料11でいきますとBの保育料減額分が増えることとなります。

ちなみに、国や都道府県の負担割合は、昭和59年度までは国の負担が10分の8、都道府県と市町村の負担が10分の1ずつでしたが、徐々に国の負担が減って、平成元年度からは現在の負担割合となっており、平成16年度からは、さらに、公立保育所の運営費負担金は一般財源化され、国と都の負担に係る規定は廃止されました。資料11のCの国・都道府県負担分は、公立保育園については一般財源化されました。

諮問でも触れましたとおり、平成15年度までは国から自治体へ保育所の運営費として使い道を限定して交付されてきた国庫負担金が廃止され、使い道を限定せずに交付される地方交付税などの一般財源に含まれることになっております。

実際には、資料11の110名の私立保育所の例ですと、保育所のある地域と

か職員の年齢構成により多少の違いはありますが、年間約1億5,000万かかっております。国基準の運営費、国がこれだけの金額でやりなさいという運営費は1億円ですが、保育所運営や11時間開所、0歳児保育の充実を図るため、市で加算を行っており、その部分が資料11のEの市町村超過負担分になります。

資料6に戻っていただきたいんですが、資料6の左側が現行の国基準徴収額表、右側が東久留米市の現行の保育料基準表になります。国は、保育料の基準額を、第1階層から第8階層まで8階層、市は、AからD16までの19階層の所得階層別に定め、さらに、3歳未満と3歳以上という年齢別に分けております。

これは、家計に与える影響を考慮しまして、低所得者は低額で、高所得者は高額になるようにするためです。3歳未満と3歳以上の額が異なるのは、保育所の配置基準が、0歳児なら3人に1人、3歳児なら20人に1人と、それぞれ年齢ごとに異なるためです。

市町村では、なかなか保護者の方から国の基準と同じ額をいただくというところまでは踏み切れない現状にあり、ごらんいただくとわかりますように、東久留米市も国基準徴収額表に対して約52%の徴収割合となっており、例えば3歳未満児では、国基準の最高額は10万4,000円に対して、東久留米市では5万2,600円となっております。どんなに所得が多くても、東久留米市では3歳未満のお子さんに関しては5万2,600円以上かからないということになっています。

しかも、一番上のD16階層でも、そのすべてを保護者の方が負担しておられるわけではなく、国のほうで決めている国基準の運営費が、0歳児で約17万円、1、2歳児で約10万円ですから、その差額に公費を投入しているということになります。

資料5は、東久留米市の保育料を払っている方が階層別にどのぐらいいらっしゃるかということを表にしたものでございます。一番多い層が、市階層でいきますとD10階層の216名、所得税が世帯で12万円以上20万円未満の世帯、次に多いのがD4階層の162名で、所得税が世帯で2万2,000円以上4万5,000円未満の世帯となっております。

扶養人数とか社会保険料控除等で違いは出てきますが、こういった方がD10階層かということをお願いしますと、事例を挙げますと、ご夫婦ともに正規雇用の会社員で保育園児がお一人の場合で、給与収入が世帯で約800万円とすると、所得税が世帯で約17万円ということになりまして、D10階層になります。

同様に、最高額のD16階層は、例えば、ご夫婦ともに正規雇用の会社員で保育園児がお一人の場合で、給与収入は世帯で約1,400万円だとすると、所得税が世帯で約73万円ということになりますので、D16階層ということになります。

これは事例ですので、すべての方が当てはまるというわけではありませんけれども、大体こういった方がD10階層であったり、D16階層の方ということになります。

また、資料6の右、欄外の下のところに記載してありますとおり、同一世帯からお二人以上の児童が保育園、幼稚園等に入園している場合は、第2子については2分の1、第3子以降は無料となっております。

資料7をごらんください。平成22年度決算額における保育所の運営にかかる経費でございます。保育園児1人当たり市の負担が幾らになっているかというのが一番下のNの1人当たり市費負担額（年額）で、公設公営（公立）が135万円、公設民営が106万、民設民営（私立）が63万円という金額となっております。

先ほどご説明しましたとおり、国の負担額につきましては一般財源化されておりますので、公設公営と公設民営の国の負担額は理論値で計算しております。

私からの説明は以上でございます。

事務局： それでは、資料8からの説明をさせていただきます。子育て支援課については、学童保育のほうがメインになりますので、その関係でございます。

資料8につきましては、今年度7月1日は在籍数が出ておりませんので、直近の6月1日付の在籍数でございます。現在、13学校の中で20カ所学童保育所があります。ここにありますように、学童保育の場合は小学校1年生から3年生まで、「障」「特」と書いてありますのは、障害をお持ちのお子

さんであったり、また、特別な配慮が必要なお子さんという意味でございます。括弧については内数となっております。

総勢、6月1日現在では、定員1,040名のところ796名の在籍でございます。現時点では、学童保育の待機児はおりません。定員に対してまだ余裕がある形でございますので、各学童においても余裕がございます。

次に資料9でございます。こちらは、各学童保育所におけるそれぞれの分布の中で、保育園とは違って第1子、第2子という形で入れさせていただきました。保育園と違っているところとしましては、保育料につきましては、右に免除内訳とございますけれども、生活保護の受給者、非課税の方という部分については、減免という形がございますので、結果的には費用負担はないという形で、そのほか課税世帯につきましては一律5,000円という形になっております。これにつきましては、第1子、第2子とも一律5,000円という形になっております。

また、右下のところ、嘱託職員、臨時職員でございますけれども、学童保育の場合は、市が運営しておりますが、市の正規職員はおりません。嘱託職員と臨時職員で賄われております。20学童の中で、臨時職員と嘱託職員合わせまして100名の方が現在、働いております。単純に人件費のみでございますけれども、23年度の人件費を昨年4月1日の在籍数798で割りますと、1人当たり24万3,322円という数字でございます。

資料10でございます。これは学童ということではございませんけれども、現在、22年度決算が一番新しい資料でございますので、22年度決算で見る現状ということで、市の財政状況の分析でございます。実際は四十数ページあるものがございますけれども、今日におきましては、東久留米市の財政状況についてということで、最初の1ページから4ページでございます。

まず、1ページの部分につきましては、市財政の決算の推移というところで書いてございますので、このような分布ということで歳入、歳出の状況がある程度わかると思います。また、1ページの下におきましては、市税の状況でございます。これを比較することで、過去から現在までどのような市税の割合があるか、金額があるかということでごらんになっていただければよろしいかと思います。また、2ページにおきましては、人件費、扶助費のグ

ラフが書いてございます。

すべてここの部分については財政の抜粋の部分でございまして、全体を見ていただく場合はホームページに張ってございます。あくまでこれは、最初の東久留米市の財政状況ということで、抜粋でございまして、参考にしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

会 長： ありがとうございます。

膨大な資料で、一度に理解するのはなかなか大変ですし、また、財政分析の状況については、市のホームページも見て判断しないといけないということもあろうと思いますが、ただ今のご説明でご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員： よろしいですか。私はこういうのは全然門外漢で、はっきり言って、今の前半の方の説明はほとんど理解できなかったということと、お二人の説明の中で、1つだけお聞きしたいのは、資料9の意味なんですけど、最後に、学童保育所運営経費ということで、1人当たりの金額はどういう意味なんです。要するに、1人当たりこれだけかかりますよという意味でよろしいんですか。

事務局： 人件費の部分として、保育園の運営の中で、公立、私立においての人件費みたいな部分が出ておりましたので、単純に、すべての額ではございませんけれども、人件費としては1年間どのぐらいかかっているか、単純計算でございましてけれども、それをとりあえず載せた形でございます。

委 員： 目安ですね。

事務局： 目安でございます。

委 員： それから、ちょっとしつこいんですけれども、もうちょっと私みたいな者にわかりやすい説明がないと、どうやってお話ししていいのかなという感じになります。これは希望です。

会 長： そういう意味で、ご質問があれば何なりとということで、素朴な疑問でもよろしいかと思っております。また、何かお気づきの点がありましたら、ご遠慮なく申し出いただければと思います。

ほかの委員さん、いかがでしょうか。特に公募の委員さん、いかがでしょうか。

委員： 同じです。なれていらっしゃる方はすごくわかるんでしょうけれども、何せこういうのは初めてなので、よくわかりませんというか……。

会長： 当面、今のご説明で、例えば専門用語もあるかと思うんですけれども、とりあえずこの部分は聞いておかないと先に進まないんじゃないかという、素朴な疑問でもいいかと思いますが、何かありましたら、どうぞ。

委員： 例えば、資料9の学童保育所運営経費は職員の人件費だけみたいな表じゃないですか。ほんとうは運営経費って、もっとかかるわけですよね。

会長： もちろん、そうですね。

委員： そうというのがよくわからないです。

会長： 1つの保育所に対して、年間どれぐらい運営費、人件費、事務費、その他備品等、メンテナンスも含めてかかるかということですね。

委員： を質問しているのではなくて、これだと、1人当たり24万3,000円かかりますというふうに感じるじゃないですか。そういうふうに、よく難しくわかりませんという例えばの例で。

会長： これはあくまでも児童数と嘱託・臨時職員の人件費ということで、頭割りして平均のところに過ぎないわけです。当然幅があるわけです。そういう全体像がわからない、平均だけの話じゃないかという意味ですね。

この人件費、今、お話がありましたように、幅ですよ。それから、平均すると24万という数字になるんですけれども、人件費で一番多い人ではどれぐらいかという見方もあるかと思うんです。もしおわかりであれば、幅と、一番多い人件費の層は幾らぐらいなのか、もしわかればお願いしたい。

事務局： 個々の部分は今日データを持ってきていないので、総額で頭割りをしてしまったので、こういったデータだけなんです。また、もし必要ならば、違った形でデータを出していきたいと思います。

会長： 今の点は次回、あるいは個別に何らかの形でお願いするというところでよろしいですか、〇〇委員。

委員： はい。

会長： では、〇〇委員、どうぞ。

委員： これは、詳細を読めば多分わかるんでしょうけれども、今のご説明の中で、希望は、要するに市役所の方からするとそういう話はしにくいのかもしま

せんが、こういう状況なのでこういう課題があるんですよという話が見出しであれば、何となく細かいことを理解しなくても、そういうことなのかなというのわかるんですが、だらだらと説明されちゃうと、ちょっとよくわからなかったんです。

委員： いいですか。同じ市民委員だから、質問しないとまずいと思って質問するんですけども……。

会長： どうぞ。

委員： わからなくて当たり前です。これはプロのやっていることなから。例えば、今の児童、学童のことで、1人24万なんぼでしょう。学童に臨時のおばちゃんがいるじゃないですか。その人に払っている人件費がこれだけですよ、生徒が何人おりますよ、家計簿と一緒に。1人当たりこれだけかかっているんですと。それを、市がこれだけ負担しているんですということまで理解してくれということを行っているわけです。

それも大事です。そういう見方も大事だけれども、僕はむしろ、学童に入っている親が幾ら負担しているんですか。それから、保育料でもそうです。東久留米の保育料が出ているけれども、西東京と比べて、東村山と比べて、清瀬と比べて、小平と比べて、高いのか安いのかどうなんだい、そういう近隣市との比較が欲しいと。そうしないと、保育料を検討するとき、一体何をもって検討するんですかと僕は思う。

以上です。

会長： ありがとうございます。近隣の市との比較のデータもほしいということですね。

これも実はなかなか難しい。近隣の市町村といったって、近ければいいかというものでもないと思うんです。財政力指数とか子どもの数とか職員の数とか施設の数とか、いろいろな要素があるんですけども、いずれにしても、何か物差しがないと比較できないんじゃないかということはおもっと思えるんです。

この点についてのご質問で、事務局、いかがでしょうか。そういうデータ等……、どうぞ。

事務局： ある程度、用意といたしますか、そういったものは考えてはいたんですけど

ども、今日のこの場でたくさんの資料をどこまでお出ししたらいいかなというところも考えながら、とりあえず今日は全体像といった資料提供にとどめさせていただいたという部分もちょっとあるので、その辺は大変申しわけなかった部分もあるんですが、そういう中で、ご要望その他におこたえしていければとは思っているところです。

会 長： ありがとうございました。

そういう事務局のお考えですので、次回、そういうデータをぜひご用意いただいて、また、この審議会の中で議論していくということによろしいですか。また、そのときに、ご質問があればお受けいたしますということによろしゅうございますか。

1回だけで審議会が終わるわけじゃありませんので、これから継続しますので、その都度、疑問なりご意見なり、追加の資料のご提供ということでは事務局にお願いして情報開示していただいて、みんなで知恵を絞ると。あるいは近隣との状況も比較検討しながら、東久留米のありようを考えるということによろしゅうございますか。

 ありがとうございます。

 ほかの委員さんで、何かこの件で。じゃ、最初に手が挙がった〇〇委員。

委 員： 新しい追加資料を入れていただくのであれば、今、問題になりました学童保育所の運営経費、これは人件費だけで割っているわけですので、運営経費がどのぐらいという総枠の中で出していただければと思います。

 もう一点、教えていただきたいのは、昨年度100を超える数の待機児童対策で、認定こども園等々増やしたというお話だったわけですが、増やしたんだけれども、実質的にはほとんど減っていないということです。それはなぜなんでしょうか。

事務局： 一般的なお話の部分にもなりますけれども、潜在需要といいますか、市として取り組んで、ある意味受け皿といったものを広げたと。そうしますと、潜在的に保育をお願いしたいという方々にとって新たな場所ができると、そういった需要を喚起するといった側面もあります。それが私どもの市だけではなくて、他市の例でもそういったものがわりと如実にあらわれているんですが、そのようなところが一つの側面かなということではございます。

そのほかにも要因があるかもしれませんが、一般的な話として、そういったことが今言われているところでございます。

委員：　ということは、潜在的なものはもっともっとあるという意味ですね。

事務局：　そうです。

委員：　ここの待機児童の数よりも、潜在的なものがもっとたくさんあるというふうに考えるわけでしょうか。

事務局：　これも昨今の新しい子ども・子育て新システムということで、いろいろと議論が交わされておりますけれども、そのときに、需要をどう見込むかという課題もございました。そういう中で、やはり現状で保育を受けたいと思っている方々の把握ということが一つのテーマにもなっておりまして、東京都あたりでも、確かに潜在的な需要はそこそこあるだろうといったことは考慮しているところでございます。

ですから、今後、東久留米においても、こういった施策を取り組むときに、ある程度の潜在需要の把握も一つの課題ではありますが、把握についてもなかなか難しい点はありますけれども、そういったことも念頭には置いておかなければいけないのかなとは思っているところです。

委員：　思っているということは、わからないし……。

事務局：　そうですね。実際にリサーチといいますか、それらをきちんと把握しているわけではございませんので、一般論として、東京都のそういった考えに基づく考えでございます。

委員：　いいですか。今、おっしゃったリサーチについて、僕はこう思うんです。行政でも、サービスする限界は当然あると思います。と思うけれども、例えば待機児童をゼロにするためにどうするか。お考えでしょう。前の会長からいろいろな話を聞いていますけれども、僕はこう感じます。

実際にご家庭を訪問して、生の声を聞いたことがありますか。例えば、幼稚園に行っている、保育園に行っている家庭がある、また下の子もできた、お母さんは働きに行きたい、けれども、預かってもらえない、そういう家庭、わかるでしょう。わかったら、何で一軒一軒そうしてリサーチしないんですか。それが生きた行政だと僕は思うんです。

そのデータを見せてほしい。なければこれから実行してほしい。わがまま

ですけれども、そこからスタートすべきじゃないかな、どうもそんな気がする。

事務局： その潜在需要と申しますか、そういった需要の調査ということも、これから先行きどうなるかという、不透明な部分もありますけれども、現在の新しい制度の中では、そういった調査もぜひ必要だということで、スキームの中には含まれているというふうには認識しておりますけれども。

委員： 認識を行動に移してください。お願いします。

事務局： これはまた、時期的な問題も含めて、そういうふうに考えたいと思いますけれども。

会長： ○○委員。

委員： 先ほどの○○委員と関連する質問ですけれども、資料3で、0歳児から2歳児までに関しては効果がなかった、待機児童の数の変化はあまりない。しかし、資料8の学童保育に関しては、待機児童はいないという現状だと。

先ほど諮問書を拝見させていただいて、社会全体の連帯でつくり上げていくことを目的とした「次世代育成支援行動計画」を策定して、その数行下に、多様な保育サービスの提供、質の向上とか子どもの居場所づくり等々書いてあるんですけれども、こういった施策に基づいてどういったものが、例えば学童保育に関しては何が要因で待機者数が減らなかったのか、あるいは、待機児童数が減らなかったのはどういったものが要因として効果が出ていなかったのか、あるいは、先ほどおっしゃったように、むしろ需要を喚起して効果につながらなかったのか、その辺を分析された資料とかはございますか。

事務局： 具体の資料と申しますと、1つは、学童に関しては、ここ2年ほどですけれども施設の更新を実施しておりまして、特に利用者の多い学校については2つに区分しまして、利用者のいろいろな利便といったところのサービスの向上を図ったところで、学童については今、資料でもありますように、定員に比べてかなり余裕がありますけれども、その辺のところの取り組みが、結果として待機児が発生しているという状況にはないということです。

保育に関しては、先ほど申したように、具体の資料は特にはないんですが、一般的なお話として、さっき申し上げたようなことが考えられると思っております。

委員： 私は次世代育成支援行動計画を拝見していないので、恥ずかしいんですけども、社会全体の連帯でつくり上げていくことを目的として行動計画が策定されている中で、0歳から2歳児までに対して、社会全体で支えるための何らかの施策というものは実行されているのかどうか、それが効果があったのかどうなのかというところは、どうなのでしょう。

事務局： 今、お触れになりましたのは、次世代行動計画、まさに行動計画ということですので、根拠法に基づいて策定しております。その中で、今おっしゃいましたように、いろいろな取り組みがうたわれております。

その中で、市としましても、待機児解消に向けての取り組みということで、いろいろと実施はしているところですが、特に対象を0歳から2歳という待機児の比較的多いところにスポットを当てて、何ができたかという部分については、政策として、家庭福祉員という方々のご協力をいただいて、そういうところで受け皿を増やしてもらったりとか、あるいは、既存の施設のほうに、なるべく0歳、1歳、2歳あたりを対象とした枠の拡大をお願いしたりとか、具体的にそういった取り組みはしております。

特に、認定こども園のところに1カ所開所したところは、0歳から2歳でしたっけ。

事務局： 1歳、2歳です。

事務局： 1歳、2歳を対象とした拡大ということでお願いしたということもございまして、ある程度そういったところで行政としても取り組んではいるところですが、結果として数字のほうに効果がまだなかなか出ていないという実情はございます。

事務局： あと、昨年度増築した認可保育所と新設された認定こども園というのが市内の前沢という地区と滝山という地区にございまして、保育所の入所を希望される方というのは駅の近くの保育所を希望されている方が多いんです。ですから、そういったところで、滝山地区にある保育園のほうは、増築はしたけれどもすべて埋まっていないという状況もございます。

ですから、駅の近くに保育所を新設する、あるいは増築すれば、その辺の待機児がある程度目に見えて減ってくるのかなということはあると思います。

委員： よく言われることだと思んですけども、私がこだわっているのは、社

会全体、そして社会連帯によって子どもたちの育成を支えていく必要があると考えています。駅前の近くにハードをつくって、はい、そこに入ってちょうだいというのは、別に社会全体の連帯でつくり上げた次世代育成の体制ではなくて、単に利便性を考えてつくっているという印象を持つんです。

そうではなくて、地域の中でどのように育てていくかという仕掛けがなされているのかどうなのかというのを、遠回しに言って申しわけなかったんですけども、地域全体で支えるためのソフトの部分が何らかのハードと結びついて、例えば公民館のハード施設を利用して地域全体で支えるような、0歳児から2歳児まで可能かどうかは別といたしまして、そういったことのお取り組みとかはなされていたのか、いないのか。されていたならば、その効果はどうだったのか。

事務局：　　この行動計画自体、今の部分になりますと、特に保育に特化したということとは若干ニュアンスが異なる部分があるんです。ですから、いわゆる子育て世代にいろいろなニーズとかがあって、それらを全体像として社会でというような、これは次世代法の根拠であったりとか、今回の新しい制度の根拠であったりとかというふうになっています。

保育に特化したという話になりますと、どうしても保育所の受け皿の部分での話になってしまいますので、その辺のところでは整合性というんでしょうか、保育サービスとしてとらえる部分と、そうでなくて、保育を離れて、いろいろな拠点のところでは地域がうまくコミュニケーションをとって面倒を見てあげられるみたいな話と、取り組みがちょっと違ってしまっているんです。

ただ、そういう意味で言いますと、今後特に問われている部分として、地域のつながりとかコミュニティーといったことが徐々に失われているんじゃないかと。そういったところに行政としても光を当てて、昔ながらのと言いますか、地域で子育てとかをやっつけていこうじゃないかという機運といいますか、その辺のところの取り組みは意識の中にあるんです。その辺のところの説明になっているかどうかわかりませんが。

委員：　　そこら辺も含めて、また議論できれば。制度にはいろいろな規制とかがあって、ご苦労されているのは重々承知しているんですけども、制度の枠を超えた何らかの取り組みを工夫していくことも必要なのかなとは考えていま

す。

事務局： 一部は既に、子ども家庭支援センターというのがありまして、そこが地域、例えば学校を利用して、学校に地域の子育てをしているお母さん方を集めて、さまざまな形で地域一体となって育てていくというのをやっているんです。それには、地域の既に子育てが終わった方々に参加していただいて、子育てというのをやっているんです。

ただ、ここの今の話は、事務局が言っているとおり保育の話で、保育料の話になってしまっているのですが、そういう話が出ていないんですが、実際は全体の取り組みとして、子ども家庭部としては子育て支援課のほうでかなりそういうことをやっていますので、全く何もやっていないわけじゃないんです。

委員： 副でも少し話をしているの？

会長： 結構です。どうぞ。

委員： 私は障害のほうが専門なんであれなんですけれども、国の社会福祉に対する方針が大きく変わったので、〇〇委員がおっしゃった訪問というのは、ほとんど今はされていないんです。障害分野も、都の個別訪問というのはなくて、窓口業務になってしまっているというところが現実の、東久留米もそういうふうにとらざるを得ないというところで、そこをどう考えるかというのもあるのかなと。そこもしっかり議論していかないと、なかなか前へ進まないだろうとは思っています。

委員： 訪問しなくても、訪問にかわるやり方って、いっぱいあるじゃないですか。頭ですよ。

委員： 現実としては、我々のほうとしては、何かあれば常に役所に行って話をしてくださいねという形をとらざるを得ないので、先ほどの待機者数が把握できていないという部分では、現状からすると仕方がない部分もあるのかなと。

委員： やっぱり生の数字をつかんだうえで議論するのが楽しいけれども、ただ、どなたかが頭の中で作り出したデータに基づいて議論したって意味ないですよ。と僕は思う。

委員： そういう現状と、多分、保育料の適正な値上げという話なので、これまでの経過みたいなものがもしできたら必要なのかなと。

あと、学童保育で、正規職員がいないということになっているんですけども、以前は正規がいて、今、非正規になったという流れがあるんですが、その中で、特に今、震災があったりとか、危機管理の部分でどういうふうなシステムになっているのかというのは教えていただいて、確かに費用負担のところはあるんですけども、今、子どもの安全もしっかりと守っていかなければいけないという部分がどうなっているのかということで、親御さんの安心にもつながるのかなと思うので、そういった視点も教えていただければと思います。

会 長： では、この点については、事務局、いかがですか。

事務局： 今のご質問の件ですが、市全体としてかなりの関心事といたしますか、非常に重要な課題ととらえて、担当部を中心にいろいろな仕組みづくりということもやっています。

私どもの現場としても、まさにそういったところで、子どもの安全、保護者の安心ということで、いろいろなツール、手段を使って連絡をいろいろ取り合ったりとか、今後、例えば万が一、有事の際には、避難場所への中継の関係とか、学校間の話とか、いろいろなことを整理しながら取り組んでいるところです。その辺のところはできることからということで、いろいろな手段を使って、あれは、電話なんかも入れているの？

事務局： はい、そうです。

事務局： PHSの関係ですけれども、震災のときになかなか携帯などがつながらなかったという形がありますので、PHSの固定の部分各学童保育と児童館、それと保育園、保育課、子育て支援課に置きまして、何かの場合においてはPHSで連絡を取り合えるという形をとっております。昨年の震災の関係があつて、なかなか連絡がとりにくいという部分がありましたので、それぞれ児童関係はそういうものを配置して、連絡がとれる形にはなっております。

事務局： とにかく情報をまずは集約し、保護者の方々にどのようにお伝えできるかということに意を払って、その辺のところはしっかりとやっていかなければということで取り組んでいます。それは、担当部以外にも、市全体の中で、その仕組みという形で今、取り組んでいるところです。

会 長： 今、市全体というお話があつたんですけども、その中で地域防災計画の

見直しが多分されていると思うんです。23区の例を言いますと、児童館とか保育所、あるいは公民館とか、東久留米さんで言えば地域センターを第一次避難所の小学校の補完的な避難所にするとかいう考えもあるので。やっぱり福祉行政だけで考えるのではなくて、全庁挙げて関係部署と連携し、情報を共有して、そのあたりの話し合いについても、こういう審議会で資料を出し、当たるということで議論していくことが大事だと思うんです。つまり、マクロからミクロ、あるいはハード、ソフトということだと思うんです。

それから、各委員が言われたように、現状での課題を解決していただくだけではなくて、将来的な、事務局が言われたように潜在的な保育ニーズをどういうふうに前倒しにして掘り起こして、将来に向けても中長期的に取り組んでいくかということだろうと思うんです。だから、行政と保護者、それから施設の方々、あるいは保育所の方々の間をつなげる役割が民生委員、児童委員ではないかと思うんです。

そこで、〇〇委員、地域を回っておられて、地元での、あるいは保護者の方はかなり寄り添っての活動をされていると思うんですが、何かご感想とか、現状の課題があればお話しいただきたいと思います。

委員： 児童館などでよく子どもたちと、子どもたちを育てるのを手伝っていると、危機管理の話では、妊婦のことが全然出ていないので、東久留米は産院がどんどんなくなっていて、そういうところの問題もあって、実際に妊婦の数を確認して推定を入れるほうが、待機児童数なども次どうなっていくかとかいう推計ができるんじゃないかと思います。そういう人たちとのつき合いといいますか、民生委員は家庭全体とのおつき合いなので、こういう数字にどこにも載っていない者との関係がほとんどなので、どういうふうに説明していいかわからないんですけれども、数字にすることも可能なのは妊婦の数。

あと、ここに入れてほしかったのは、何人生まれているかということです。待機児童数と言っていますけれども、実際には東久留米で生まれているんだけれども、よその地区に入れているとかいうことも簡単にわかることだろうと思いますので、そういうことも入れてあれば、次の段階での処理のステップになると思うんです。

日々我々がつき合っている人たちのことの一部でも数字化できればいいん

ですけれども、全体としてつかんでいるわけではないので、それはやっていただきたいと思います。

会 長：　　今のは潜在的なニーズとか、将来子どもが増えるか増えないかの見込みですよね。前倒しをして、行政として計画的に対処していくと。口で言うのは簡単ですけれども、地道な調査、あるいはヒアリング、あるいは直接ご家庭での状況を何らかの形で情報収集することが大事だということを松永委員さんが言われたんですが、市でも市民意向調査とか、いろいろ定期的にやられているんじゃないかと思うんです。そういったデータで将来推計して、前倒しで行政の中で必要な施策を、優先順位をつけて立てていくということをやられているのではないかと思うんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。今までの調査と政策の……。

事務局：　　確かに、目的とまさに手段ですけれども、2年に1回でしたっけ、定期的な調査などもやっていますが、それは市民ニーズというところでの調査をやっております。

　　今、お話がありましたように、実際にいろいろな物事の見方といったことについて、いろいろなご意見なりお考えがあつて、行政としても、ある目的に従ってその辺のところに取り組んでいこうということが当然のこととしてあります。

　　今回、こういったことに関して、先ほど〇〇委員から妊婦のお話がありましたけれども、統計のデータなどは活用できるかなとは思っていますので、参考にできればと思います。

会 長：　　今日は多摩小平保健所長の〇〇委員もお見えですので、東京都の地域保健医療計画でいろいろご厄介になっておりますけれども、保健行政サイドから、都から見られた東久留米を中心にした多摩地区の他市との比較とか傾向とか、何かお話がもしありましたらお願いしたいんですが、いかがでしょう。

　　特に今、妊婦さんの話があつたんですけれども。保健所サイドから何かコメントがあれば、いただけたらと思います。

委 員：　　当地のそういう特徴については、申しわけありません、今、資料がないので……。

会 長：　　膨大な資料がありますので、いきなりと言うとちょっと無理かと思うんで

すけれどもね。

委員： また宿題をいただければ調べてくることは可能だと思いますけれども、今日の時点ではすいません。

会長： ありがとうございます。では次回、都から見た東久留米を中心にした保育、あるいは妊婦さんの状況とか、増え具合とか、将来はどうかとか、データなりあれば、コメントをいただければと思います。

いずれにしても、東久留米の場合、例えばひばりが丘団地です。建て替えをやっていますけれども、民間の住宅も建っているということで、行政サイドの情報共有だけじゃなくて、民間のプロジェクトについても目配りしながら、若い世代が入るわけですから、当然、保育所、幼稚園、あるいは小学校ということになると思うんです。見込みをしていくのは実はなかなか難しいんです。人口構造の変化、10年、20年先を見てというとなかなか難しいんですけれども、そうかといって、いつも後追いではニーズにマッチしたサービスにならないわけで、ここは悩ましいところです。

そういう意味では、いろいろな関係部署と連携してそういう情報を集めていただいて、総合計画の中でその部分をどういうふうに見ているとか、国勢調査でどうなのかとかいうことで、ぜひ。

事務局： 私から申し上げるのも何なんですというところがあるんですが、今回、諮問でお願いしている部分が、わりと狭義といいますか……。

会長： ミクロですよ。

事務局： どちらかという、諮問にありますように、保育と学童保育における利用者負担の適正なあり方ということでご諮問をさせていただいているところがございます。これを議論していただくに当たっては、いろいろな関係資料というのは当然ご用意させていただきたいと思います。その中で、適正なあり方を論じるについての資料提供を中心としてお願いできればとは思っているところがございます。

会長： ありがとうございます。

どうぞ。

委員： その適正なあり方についての諮問をするための我々の資料ということですが、ぜひお願いしたい資料がございまして、それはまず、無認可保育所があ

るわけでございまして、それぞれの無認可保育所で普通の方々負担されている金額があるわけです。そういうのは一体幾らぐらい払われていて、それと認可保育所との差がどれぐらいあって、そこの親の負担感とかもあるかと思しますので、そういうところをまずきちっとデータを出していただいて、一体どのぐらいかかっている、認可保育園だったらどのぐらいかかっている、市の負担が一体幾らなんだというのが見える資料をぜひいただきたい。

それから、潜在ニーズを探るというのは、もちろん全戸調査をして潜在ニーズを探るなんて、こんな無駄なことはないわけですがけれども、今、〇〇委員が言われたように、産婦さんを調べるだけでも、その方々がほんとうに自分たちが働きたいのか、出産を終えて、どのぐらいの時期からどう働きたいと考えているかどうか、それから、働くとした場合、どのぐらいの経済的な負担であれば子どもたちを預けて自分は働けるんだろうかという意向調査といえますか、実態調査といえますか、こういうことはできると思うんです。

東久留米は年間約1,000人生まれるわけですから、そのお母さんたちへの調査というのを。母子手帳をもらっている方は名前も全部わかるわけですから、そういうことをきちっとしていただいて、母子手帳をもらいに来たときに、働く気ありますか、どうですかということだけでも、ちょっと時間はかかりますけれども、それでもわかる。

もしくは、実際にアンケートして、どのぐらいの負担なら大丈夫なのかというところをきちっとデータ収集して出していただければ、このぐらいの負担だったら皆さんできるんだなというのがわかって、保育料をこのぐらいにしたらいかがでしょうかということが諮問しやすいと思います。

けれども、市はこれしか出せませんというのも多分あると思うので、こういうデータを出されても、市が苦しいのはわかるんだけど、どのぐらい出せるというのは全然わかりません。その辺の本音を出していただければ、ニーズはあるのはわかるけれども、そんなニーズにはとてもこたえられない予算、限界的なものがありますよねというのを出していただければ、では、施設でみるのはこのぐらい、先ほど〇〇委員が言われたように、地域の中で無料なり非常に安い金額で保育をするという方法がほかにないかどうかということを考えてやっていくことが方法として可能となってくるのではないかと

と思います。それはもちろん今回の答申には関係ないかもしれませんが、我々が次を考えていくときの参考になると思いますし、市の方の政策に関係してくる。

もう一つは、病児保育の問題です。病気を抱えた子どもたちを預かる施設が東久留米にはないわけです。ところが、このニーズというのは非常に大きなものがございまして、その辺のところも、もし調査をされるのであれば、病児保育のときはこれぐらいの負担だったらできるとかいうことを調べておかれると、認可保育所で設けられるものなのか、別に病児保育だったら民間でいいんだよねとかいうのがある程度見えてくるのかなと思っていますので、全数調査は無理ですけれども、ある程度の年代のお子さんを抱えた全家庭、せめて妊産婦さんのところの聞き取り調査なりアンケート調査なりをしていただいで、数字を出していただければありがたいと思います。

会 長： ありがとうございます。

いろいろな話題を提起されたわけですが、事務局、いかがでしょうか。

事務局： 認証保育所の保育料については、大体3万円台後半から4万円という形ですが、それが一覧で把握できるものでしたらご用意できると思います。

あと、病児保育ですが、昨年度から「めぐのへや」というのを、さいわい町診療所さんでやっていただいでいまして、そちらでかなりのご利用が昨年度あったとは報告を受けております。

委 員： それ、よく知っているんですけども、とても足りる量ではない。現実はずっと厳しいです。

会 長： いずれにしても、各委員にご意見をいただいで、いろいろな課題も出だし、追加の資料のお願いも出たと思うんです。

事務局： そのところは、これからのタイムスケジュールとか、いろいろな要因がありまして、調査のほうも、国の制度の関係では、実際に調査ということが翌年度以降になりますけれども、現実の問題として出てくる可能性もございまして。そういう中で、私どもとしても審議会の皆さんと、できる対応ということで努めさせていただければと思っているところです。

会 長： それを受けた形で、私のほうでご提案申し上げたいんですけども、審議

会の条例をごらんいただきますと、第7条に、「審議会は、特定事項について調査及び検討を行うために必要があると認めるときは、部会を置くことができる」、「部会に属すべき委員は、会長が指名」ということで、裏を見ていただきますと、「部会に専門的事項を調査及び検討させるため、臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる」と。これは学識者で、市長が委嘱するということがありますので、今まで出されたところは、この審議会というよりも、もっと専門的なところで細かく具体的にお願いした資料を出していただきながら、もう少し頻繁に、審議会から受けた形の、親子の関係の専門部会を設けて詰めていったらいかがかなと思うんですが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

専門部会を設けようということですが、それで、今まで出た課題なり、追加資料の検討なりをやっていこうということですが、人数的にはこの委員からは4人ぐらい、その他、我々委員の別の臨時委員の方6人ぐらい、合計10人ぐらいの規模でどうなのかなということですが、また、その人員について、どういう人がいいのかということは、事務局と私、あるいは副会長も交えてお任せいただければと。もしこの人がいいということであれば事務局、あるいは私どものほうへご推薦いただければ前向きに検討させていただくということで、10人ぐらいの規模で、うち4人は皆さん委員の中から何人かご参加いただく。それで、この審議会と専門部会をつなげる、情報を共有していくという形はどうなのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

委員： その場合、今回の課題としては保育と……。

会長： そこが一番ターゲットですけれども、しかし、マクロの部分をやった上でミクロのその部分へと落とし込んでいかないといけないと思いますので。

委員： 保育料のことと、あと、学童保育の値上げと両方あるじゃないですか。それは一体でやるんですか。

会長： 一体でいいですよ。

委員： 学童保育のほうは特に障害児という枠があって、障害児の親御さんの希望みたいなものも少し入れてもらえるといいなと。3年までとなっているんですけども、障害のある人は上級生になっても支援が必要だというところの状況とか把握していただきたいと思いますので、そこら辺、お願いしたいと

思います。

会 長： 専門部会設置に向けてのご要望ということで、〇〇委員からお話しありましたけれども、皆さんのほうで専門部会を立ち上げたい、10人規模、うち4人が我々の中から入るということですが、専門部会を設けることに当たってのご要望等あればお伺いしたいと思います。

委 員： 要望はありませんけれども、会長にお任せします。

会 長： あまりお任せしていると……、みんなでやるのが大事だから、独断専行でも困りますので、ブレーキをかけていただく方も必要です。

委 員： やっぱり社会保障のご専門がいらっしゃるからね。

会 長： その部分ですよね。社会保障の部分、国の動きもありますし、国がああいう状況ですから先を見ながら、しかし、現実的に対応していかないと……。

委 員： 先生のお力で国を動かしてください。

会 長： ありがとうございます。

いずれにしても専門部会を立ち上げると。うち、我々の委員から4人は出ると。そのほかプラス6人で、別個の委員さんをお願いすると、これについては事務局と私と副会長にご一任いただければということによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

会 長： ありがとうございました。

引き続きまして、次第11「その他」ですけれども、事務局、お願いします。

事務局： その他ですけれども、今、会長から提案がありました部会を立ち上げるという部分で、事務局としては4回ほど予定しております。そういった専門部会、例えば子育て部会等になろうかと思うんですけれども、その終了後に、この社会福祉審議会のほうは開催させていただきたいと思っております。そのときには、追って委員の皆様には連絡を差し上げたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

会 長： 今、専門部会は子育て部会という名称がいいんじゃないかというお話がありましたけれども、確かに諮問書を見ても、保育運営上の保育料の利用者負担の適正化についてのあり方というのが一番の諮問の趣旨ですので、そこを

目標にマクロ、ミクロの部分で議論していただきたいと。その議論については、専門部会を4回は予定したいということをおっしゃられています。それを受けた形で、この審議会は、言ってみれば全体会、親の会になると思うんです。スケジュール的には来年2月ごろになるのかなと思うんですけれども、その辺の作業は事務局も大変なことになるかと思しますので、それは事務局と私、副会長との間でご一任させていただくことでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

会 長： ありがとうございました。

それでは、次回の日程というのはすぐどうってということはないですね。まず専門部会を立ち上げて、その様子を見ながらということですね。

では、次回の日程等について、あるいは専門部会の委員をお願いするに当たって、私あるいは事務局から個別にお話がありましたら、快くお引き受けいただいて、非常にタイトなスケジュールになるんですけれども、ぜひご協力いただいて、全体会、親の会の審議会にご報告いただければと思います。よろしく申し上げます。

それでは、今日はこれで第1回目を終わりたいと思います。ありがとうございました。

— 了 —